

厚木市移動円滑化基本構想

ダイジェスト版



だれもが安心して快適に移動できる
バリアフリー空間の実現

平成15年3月

厚 木 市

目 次

：交通バリアフリー法の概要

1. 交通バリアフリー法の目的・背景はどのようなものですか？・・・ 1
2. なぜ移動円滑化基本構想を策定することが必要なのですか？・・・ 1
3. 移動円滑化基本構想ではどのような内容を示すのですか？・・・ 2
4. 厚木市ではどのようなことに留意して策定したのですか？・・・ 5
5. 厚木市ではどのようにして基本構想を策定したのですか？・・・ 6

：厚木市移動円滑化基本構想の概要

1. 厚木市の基本的な考え方はどのようなものですか？・・・ 7
2. 重点整備地区や特定経路の内容はどのようなものですか？・・・ 9
3. どのような整備を行うのですか？・・・ 15
4. 今後はどのように取り組んでいくのですか？・・・ 16

1. 交通バリアフリー法の目的・背景はどのようなものですか？

本格的な高齢社会を迎えることやノーマライゼーションの理念のもと、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活を確保することの重要性が増大しています。そのためには、電車やバスを利用した移動の利便性及び安全性の促進を図り、高齢者や身体障害者等が移動しやすい環境を整備することが必要です。

そこで、平成 12 年 11 月 15 日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」、いわゆる交通バリアフリー法が施行され、公共交通事業者に旅客施設や車輛について移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、一定の規模を超える鉄道駅等の公共交通機関とその周辺地区において、高齢者、身体障害者等の移動の利便性及び安全性を確保するための移動円滑化基本構想を策定することとなりました。

2. なぜ移動円滑化基本構想を策定することが必要なのですか？

高齢者、身体障害者等は、公共交通機関を利用して移動する際に、障害を持たない方よりも大きな身体の負担を負うこととなります。その負担を軽減することにより、移動をより容易かつ安全に行うことが可能となります。そのためには、駅及びその周辺の移動経路を構成する道路、駅前広場等について、一体的にバリアフリー化を進めることが必要です。しかし、駅及び駅周辺の移動経路の整備には公共交通事業者や道路管理者、警察等多くの機関が関わっており、さらに国及び地方公共団体の限られた財政事情や公共交通事業者の投資余力等を背景に、効果的かつ効率的な整備が求められます。そこで、多くの関係機関等の取り組みについて時期を定め一体的に推進することが必要となります。

このため、移動円滑化基本構想は、国が定めた基本方針に基づいて、バリアフリー化を優先的に進めるべき地区（重点整備地区）や経路（特定経路）、関係機関が行うバリアフリー化のための事業の内容（特定事業計画）等を示すことにより、駅周辺のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めるために策定するものです。

3. 移動円滑化基本構想ではどのような内容を示すのですか？

移動円滑化基本構想に示す具体的な記載事項としては、次の4点があります。

(1) 基本的な方針

市町村が基本構想を策定する背景や目的等の基本的な考え方、目標年次等を示すものです。

特に、重点整備地区における移動円滑化の意義や基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的な視点、目標の明確化や都市計画等の上位計画・構想、関連計画との整合・調和、各種事業の連携と集中実施、高齢者、身体障害者等の意見の反映等に留意することが必要です。

(2) 重点整備地区及び特定経路

重点整備地区

重点整備地区は、市町村が交通バリアフリー法の要件に照らし、地域の実態に応じて、特定旅客施設を中心とした通常徒歩で移動する範囲について、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する区域を線引きするものです。

交通バリアフリー法では、「配置要件（施設の分布）」、「課題要件（事業実施の必要性）」、「効果要件（事業の効果）」といった3点が重点整備地区の設定要件として示されています。

a.配置要件（施設の分布）

主要な施設の分布から重点整備地区の範囲を定めるものです。

公共交通機関の利用に当たっては、旅客施設及び車両等の利用のみならず、公共交通機関と出発地及び目的地との間等においても、徒歩による移動が必要となります。そのため、駅等から徒歩圏内にあり、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設が多く立地する地区であることを要件としています。主要な施設としては、官公庁施設（市役所、保健所、税務署等）、福祉施設（老人福祉施設、身体障害者施設等）、病院、診療所、劇場、図書館、百貨店等多岐にわたります。

b.課題要件（事業実施の必要性）

移動経路を構成する施設等についてのバリアフリー化が図られていない現状に着目して、事業の必要性によって範囲を定めるものです。

ここでは、他の地区よりも重点整備地区において優先的にバリアフリー化のための事業を実施することが必要であるための基準を明らかにすることが求められます。具体的には、道路及び駐車場や公園について、高齢者、身体障害者等の利用の状況及び既に行われたバリアフリー化のための事業の状況から総合的に判断して、当該地区において事業の実施が特に必要であると認められることを要件としています。

c.効果要件（事業の効果）

実施しようとするバリアフリー化のための事業について効果の観点から範囲を定めるものです。

他の地区に優先して、かつ、各事業の整合性を確保してバリアフリー化のための事業を実施することにより、高齢者、身体障害者等に交流と社会参加の機会を提供したり、消費生活や勤労の場を提供するなど、重点整備地区のみならず、都市が全体として様々な機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められることを要件としています。

特定経路

特定経路は、重点整備地区において特定旅客施設と主要な施設間を連絡する経路で、目標年次までにバリアフリー化の整備を行う経路です。

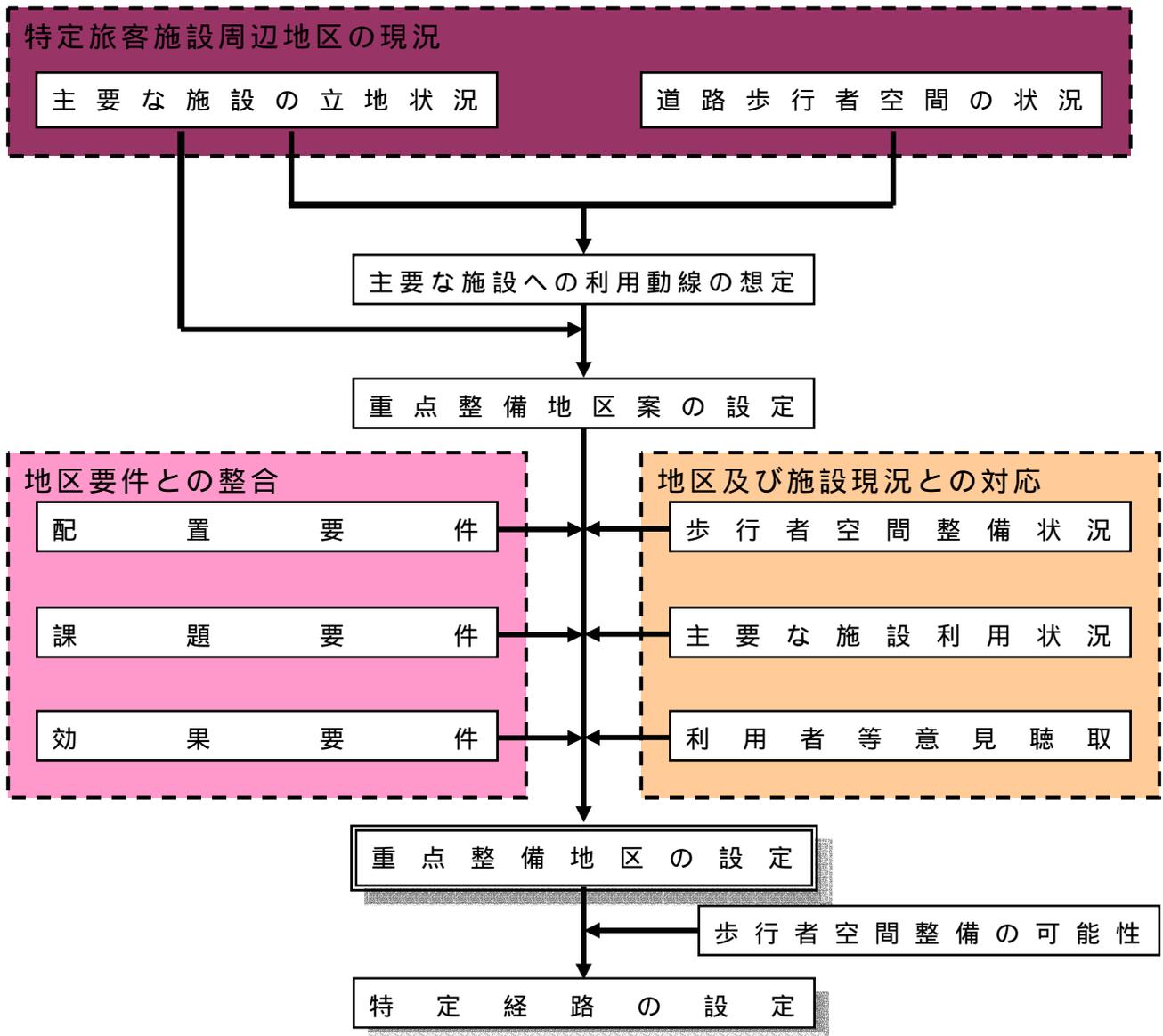


図 重点整備地区及び特定経路設定の考え方

(3) 特定事業計画

基本構想において、効果的かつ集中的、一体的な事業の実施に向け、重点整備地区内の特定経路について措置するバリアフリー化のための事業及び特定経路の整備と整合を図って実施することが適当な事業の内容を特定事業として示します。特定事業計画は、移動円滑化に関わる、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会等の役割に応じて、それぞれの事業間の調整を行った上で策定することとなっています。特定事業計画としては、関係する事業者等により、次のようなものがあります。

公共交通特定事業計画

公共交通事業者が基本構想に沿って目標年次までの事業計画を作成し、事業を実施します。

道路特定事業計画

道路管理者が基本構想に沿って目標年次までの事業計画を作成し、事業を実施します。

交通安全特定事業計画

都道府県公安委員会が基本構想に沿って目標年次までの事業計画を作成し、事業を実施します。

(4) その他の事項

特定事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業、その他の市街地開発事業に関して、移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項を示します。

4. 厚木市ではどのようなことに留意して策定したのですか？

本市では、次の点に留意して移動円滑化基本構想を策定しました。

地域の実情に応じた具体的な目標を設定します。

「あつぎハートプラン」や「厚木市都市マスタープラン」との整合を図ります。

「神奈川県福祉の街づくり条例」や関連する計画・構想との調和を図ります。

公共交通事業者、公安委員会、道路管理者等の関係者間の協議・調整を行い、集中的かつ効果的な事業の実施を行います。

高齢者、身体障害者等の関係者の意見を反映します。

5. 厚木市ではどのようにして基本構想を策定したのですか？

本市では、基本構想策定にあたり高齢者、身体障害者等が基本構想に関する意見や提案を行うことを目的とした「厚木市移動円滑化基本構想策定懇話会」及び「厚木市移動円滑化基本構想策定懇話会地域部会」を設立し、意見を十分に反映させました。

また、国、県道管理者及び庁内関係各課、厚木警察署、小田急電鉄（株）、神奈川中央交通（株）から組織する「厚木市移動円滑化基本構想策定委員会」、その下部組織として庁内関係各課から組織する「厚木市移動円滑化基本構想策定委員会作業部会」を設立し、検討を行いました。

次に、基本構想策定の体制を示します。

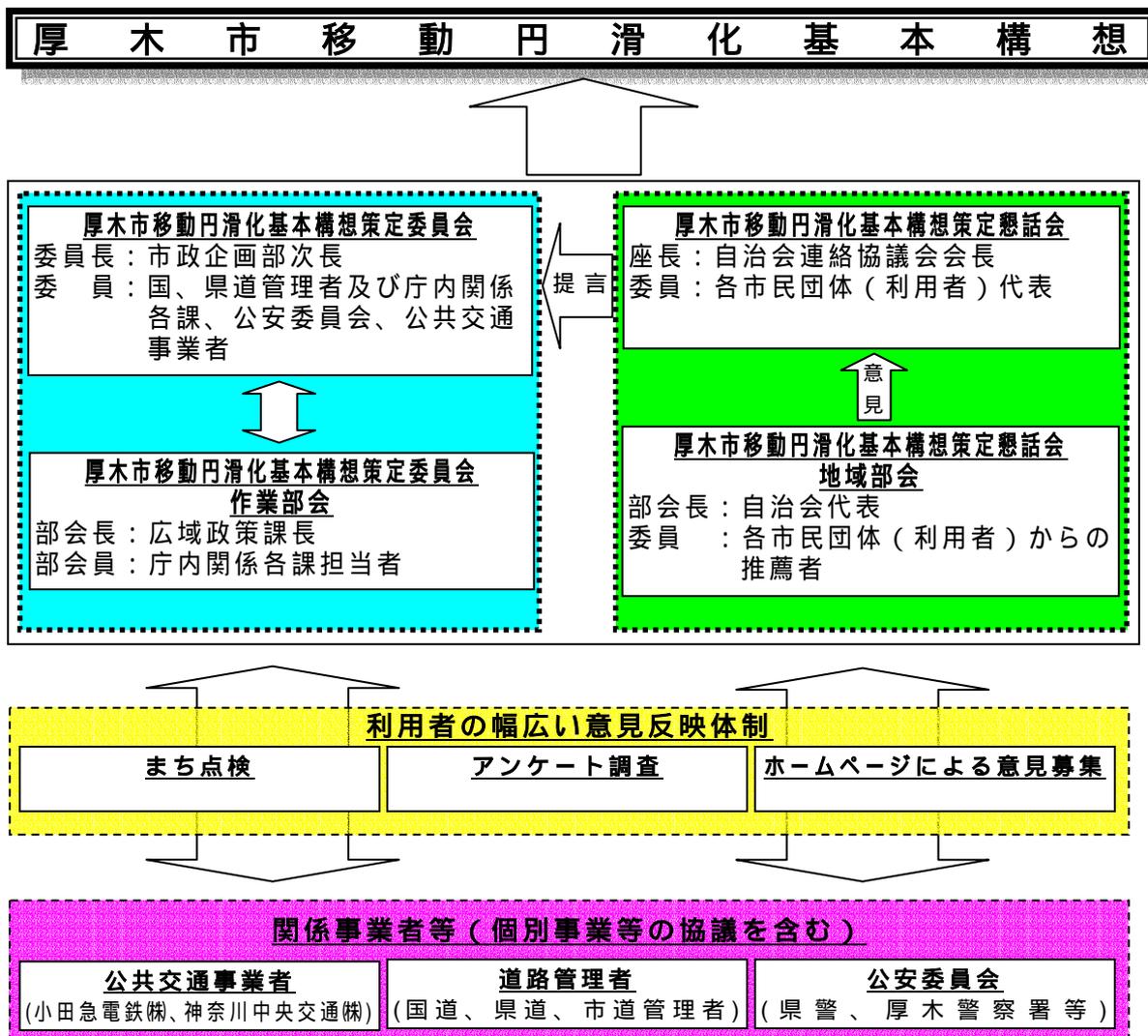


図 本市における移動円滑化基本構想策定体制

1. 厚木市の基本的な考え方はどのようなものですか？

本市においては、これまでも福祉のまちづくり等への取り組みを通じて、「厚木市バリアフリーのまちづくり推進計画」のもと、様々なバリアフリー化に取り組んできました。本市の総合計画である「あつぎハートプラン」において、“快適生活のまちづくり”を実現するために、バリアフリー化を基本とした、人にやさしいまちづくりの推進を図ることが示されており、重点プロジェクトの「ふれあいのまちプロジェクト」の中では、“人にやさしい生活空間の整備”を目指し、安全性に配慮した生活道路の整備、歩道と車道の完全分離と歩道の段差解消の推進等が示されています。

また、本市のまちづくりの基本的な方針を示した「厚木市都市マスタープラン」においても、交通体系の整備方針として「安全で人にやさしい道路づくり」があげられており、だれもが安全に歩けるよう、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置に努めることが示されています。さらに、本厚木駅周辺の中心市街地においては、回遊性の高い、高齢者や身体障害者にやさしい歩行者ネットワークの整備が基本方針として示されています。

さらに、現在策定中の「厚木市みんなで支え合う福祉のまちづくり条例」や「厚木市障害者福祉計画」では、高齢者や身体障害者等が地域において自立した生活を営めるような環境づくりやまちづくりが検討されており、だれもが住みたい、住み続けたいと心から思える福祉の先進都市を目指し、市民の福祉への関心を高め、参加を促すことが求められています。

本市における移動円滑化に関する基本的な方針

< 基本的な考え方 >

既存ストックを活かしつつ、だれもが安心して快適に移動できる
一貫性のある、統一されたバリアフリー空間の確保

本厚木駅周辺の中心市街地を中心に都市計画道路の整備が進んでいることや、これまで駅周辺において人にやさしい道づくり事業が行われてきた実績等から、現状において比較的良好な歩行空間が確保されています。しかし、より充実したバリアフリー化を推進し、移動円滑化を実現するためには、こうした既存ストックを活かしつつ、より安全で快適な歩行空間とするために、だれもが安心して快適に移動できる、一貫性のある、統一されたバリアフリー空間を確保します。

< 目標年次 >

平成 22 年を目標年次とします。

重点整備地区内の特定経路については、国の基本方針に示されているバリアフリー化の目標年次である平成 22 年を目標年次とします。

また、「あつぎハートプラン」の後期実施計画の事業期間である平成 15 年から平成 19 年における整備を進めることにより、早期のバリアフリー化の実現を目指します。

< 独自性をもった視点 >

市街地内での回遊性について配慮した上で、特定経路間を連絡する主要な経路についても、特定経路として位置づけます。

特定経路の設定においては、本厚木駅周辺における中心市街地活性化を考慮した回遊性のある歩行空間の創出や広範囲に点在している施設を結ぶ歩行空間ネットワークの構築等について配慮したり、愛甲石田駅における乗り換え利用への配慮などの地区特性を踏まえたものとします。また、鉄道駅と主要な施設を結ぶ特定経路間を連絡する主要な経路についても、特定経路として位置づけ、一層の回遊性の向上を図ります。

2. 重点整備地区や特定経路の内容はどのようなものですか？

(1) 本厚木駅

重点整備地区の設定

本厚木駅では1日当たりの平均乗降客数が145,277人（H13年度・小田急電鉄(株)調べ）あり、厚木市内の最大の交通ターミナルとなっています。

また、本厚木駅周辺地区では、主要な施設が小田急線北側地区に多く立地していることから、駅北側の市街地を中心に徒歩圏としておおむね500m～1km圏内について、重点整備地区として設定します。ここで、身体障害者や高齢者団体、女性団体等の方々への駅周辺利用についてのアンケート結果からも、おおむね設定範囲内に主要な利用施設が含まれています。

a. 配置要件（施設の分布）

本厚木駅から徒歩圏内にあり、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設の所在地を含むことが必要となります。

ここで、主要な施設とは、総合福祉センター、厚木市役所、県立厚木病院（平成15年4月1日より厚木市立病院）、文化会館、中央図書館、百貨店等多岐にわたります。

b. 課題要件（事業実施の必要性）

本厚木駅やバスセンター及び駐車場等、既にバリアフリー化された施設や都市計画道路の計画幅員整備がほぼ完了している状況ですが、地区全体として一体的なバリアフリー化が十分に図られていない箇所も多く見受けられます。

重点整備地区は、こうした状況を総合的に判断して、バリアフリー化のための事業の実施が特に必要であると認められた地区であることが必要となります。

c. 効果要件（事業の効果）

本厚木駅周辺地区が、他の地区より優先して各事業の整合性を確保しながらバリアフリー化の事業を実施することにより、高齢者、身体障害者等に交流と社会参加の機会が多く提供され、まちの賑わいが増し、さらに、消費生活や勤労の場が提供されることにより、まちの活性化につながります。

特定経路の設定

本厚木駅周辺地区の特定経路については、本厚木駅からの徒歩圏にある施設間を連絡する道路で、まちの回遊性を考慮した路線・区間を設定します。

また、特定旅客施設に準ずるものとして考慮する、バスセンターや公共駐車場を連絡する経路についても併せて設定します。

(2) 愛甲石田駅

重点整備地区の設定

愛甲石田駅では1日当たりの平均乗降客数が47,573人(H13年度・小田急電鉄(株)調べ)ですが、駅周辺の徒歩圏であるおおむね500m～1km圏内については住宅地が主となっており、主要な利用施設がありません。しかし、愛甲石田駅は神奈川県総合リハビリテーションセンターや七沢病院への乗り換え駅であり、多くの身体障害者等の方々が乗換えを行っている重要な駅として考えられます。

そこで、必要要件については次のような考え方とし、駅前広場を中心に乗換え環境整備の充実を目指したバリアフリー化を図る地区として、重点整備地区を設定します。

a.配置要件（施設の分布）

愛甲石田駅は鉄道・バス間の障害者の方々の乗換えや駅周辺に居住する高齢者、身体障害者等の方々の利用する主要施設として、駅および駅前広場・バス乗り場を位置づけ、これをもって、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設の所在地を含むとみなします。

b.課題要件（事業実施の必要性）

愛甲石田駅では、神奈川中央交通(株)がノンステップバスの運行を行ったり、小田急電鉄(株)では駅構内でのエレベータ設置等のバリアフリー化を推進しています。また、本市では北口駅前広場におけるエレベータ設置を進めており、バリアフリー化事業の進展に併せて、特に、乗換え環境としての、交通バリアフリーによる事業の実施が必要であると考えます。

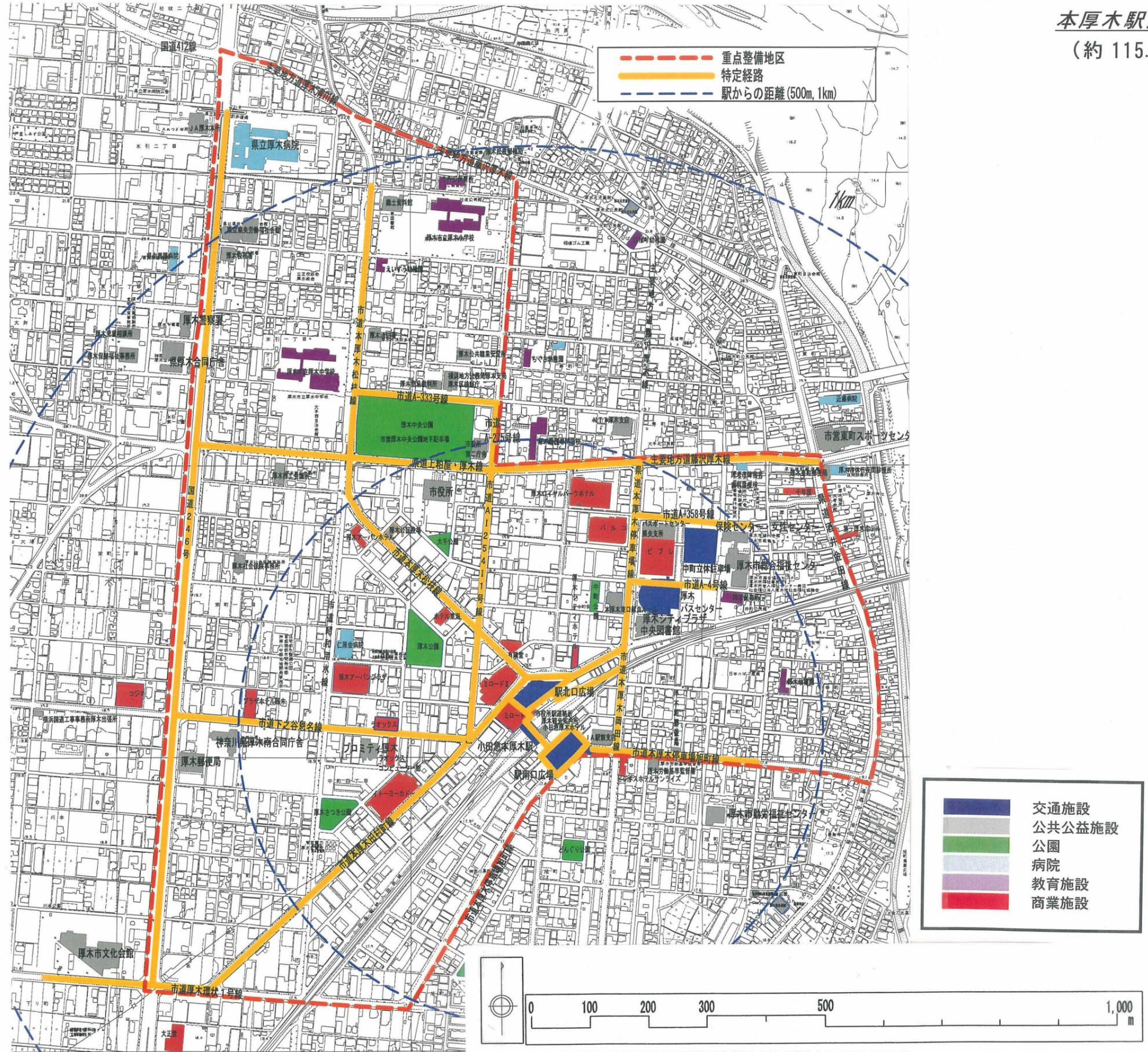
c.効果要件（事業の効果）

愛甲石田駅においても相当数の乗降客があることや、その中に高齢者、身体障害者等の方々も相当含まれており、そのため、本厚木駅周辺地区におけるバリアフリー化と併せて、各事業の整合性を確保したバリアフリー化のための事業を実施することにより、高齢者、身体障害者等に交流と社会参加の場が多く提供されるとともに、外出する機会が増え、健康的で生き生きとした生活を送ることができます。

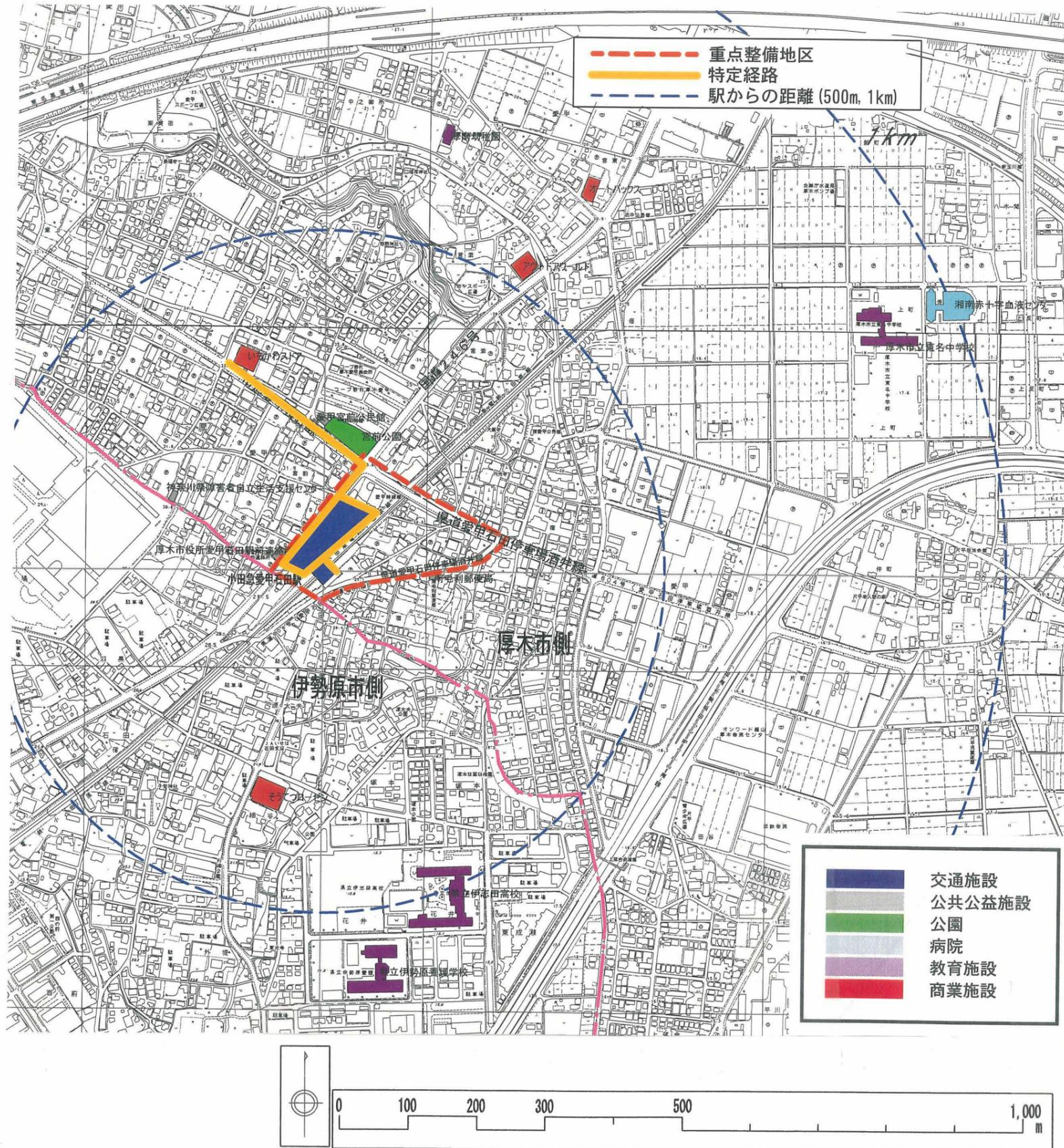
特定経路の設定

愛甲石田駅周辺地区では、徒歩圏に高齢者、身体障害者等が利用する施設が少ない状況です。そのため、特定経路の検討においては、バス乗り換えのターミナルである北口駅前広場、集会所や商業施設があり、徒歩通勤者が多く通行する市道愛甲長谷線及び国道246号の歩道整備区間を中心に設定します。

本厚木駅周辺地区
(約 115.4 h a)



愛甲石田駅周辺地区
(約 3.7 h a)



3. どのような整備を行うのですか？

基本構想において、効果的かつ集中的、一体的な事業の実施に向け、重点整備地区内の特定経路について実施するバリアフリー化のための事業の内容を特定事業として示します。具体的には関係する事業者等により次のようなものがあります。

< 公共交通特定事業概要 >

鉄道事業者関連（本厚木駅、愛甲石田駅）

- ・ 駅構内のバリアフリー化（視覚障害者誘導用ブロックの適正配置、エレベータ等の設置、自動券売機のバリアフリー対応、階段の二段手摺り設置や段鼻の視認性向上等）
- ・ 職員のバリアフリー対応（研修・教育の充実、身体障害者等への対応マニュアルの整備等）

バス事業者関連

- ・ 車両のバリアフリー化（ノンステップバスの導入、車両内車いすスペースの設置、車外放送装置による行き先案内の実施、車両行き先表示の視認性向上等）
- ・ 停留所におけるバリアフリー化（わかりやすいバス乗り場案内等）
- ・ 職員のバリアフリー対応（研修・教育の充実、身体障害者等への対応マニュアルの整備等）

< 道路特定事業概要 >

- ・ 歩行者空間の確保（連続的な有効幅員の確保、平坦な歩道の整備等）
- ・ 視覚障害者のための適切な案内誘導（視覚障害者誘導用ブロックの統一した仕様で連続した配置、沿道施設への適切な誘導、歩道橋への適切な誘導等）
- ・ 安全な歩行空間の確保（横断歩道切り下げ部の段差の改善及びセフティブロックの設置、滑りにくい舗装整備等）
- ・ 身体障害者等への配慮（排水溝グレーチングの細目への交換、階段・歩道橋等における二段手摺りの設置、公共サインへの点字等の設置等）

< 交通安全特定事業概要 >

- ・ 身体障害者等に対応した信号機等の設置（音響式信号機等の設置）
- ・ 歩行者空間の確保（違法駐車取締りの強化、違法駐車防止に対する広報・啓発活動の推進）
- ・ 歩行者交通の円滑化（標識・標示の視認性の確保、交通規制の実施）

< その他の事業 >

- ・ 歩行者空間の確保（放置自転車等の防止、商品や看板の歩道上へのはみ出し解消等）
- ・ 視覚障害者のための適切な案内誘導（施設敷地内における視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置、エレベータ等における音響案内等）
- ・ 身体障害者等への配慮（公共駐車場等における身体障害者用駐車施設の増設、施設内案内の充実等）

< その他の配慮すべき事項 >

- ・ 中町 2-2 地区再開発事業等におけるバリアフリー対応
- ・ 既存のバリアフリー空間との連携した整備の実施
- ・ 道路管理者、公共交通事業者、公安委員会等の関係機関との十分な協議・調整

4. 今後はどのように取り組んでいくのですか？

バリアフリー意識の定着に向けた取り組み

地域におけるバリアフリー化を推進するためには、市民や施設利用者等多くの方々の協力が不可欠です。歩道整備や施設整備等におけるバリアフリー化と併せて、これらの利用する方々の福祉に対する意識を高め、高齢者や身体障害者等の方々に対するあたたかな支援が必要であり、基本構想の策定や特定事業計画の実施等においても、広く市民・利用者の方々の協力を含め、より望ましい福祉社会の形成に向けた取り組みとして、心のバリアフリー化を含めたものとしていくことが重要となります。

そのためには、市民等への適切な情報提供・広報・啓発等を推進し、既存の市民活動等との連携を含め、だれもが参加しやすいバリアフリー化を推進することが必要です。

継続的な改善に向けた進行・管理

基本構想に掲げた基本的な方針や具体的な計画内容については、各事業者の責任において実施されることとなりますが、各種整備が所期の目的に沿って実施されているかや、実施された結果が利用者にとっての真のバリアフリー化に役立っているかなどについて、継続的にモニタリングを行いつつ、より確実な改善へ向けた事業の推進および見直しを行うための進行・管理が重要となります。

そのためには、NPO等の協力・協働や、基本構想策定において設置した組織の発展的活用等を含め、持続的な取り組みを進めていくことが重要となります。

関係者間の協力体制の確立

基本構想策定時には、公共交通事業者や道路管理者、警察等、多様な関係者間での意見交換や、高齢者・身体障害者等の意見・要望を取り入れた計画としていますが、具体的なバリアフリー化整備や、規制・誘導等のソフト的な対応、市民・ボランティア等を交えた活動の活性化等を進めていくことにより、バリアフリーに対する意識をより一層高めることが期待されます。

そのためには、基本構想策定時における関係者間の協力体制を将来的に継続したり、必要に応じた再編・改編を行うことも必要と考えられます。さらに、庁内組織においても、関係する担当課等における認識の共有化や事業推進に対する意欲の集約を図り、より具体的かつ実効的な歩行空間形成に向けた取り組みとしていくことが重要となります。

- お問い合わせ・ご意見等 -



厚木市

厚木市 市政企画部 広域政策課

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話 : 046-225-2357 (直通)

FAX : 046-225-3732

E-mail : 0300@city.atsugi.kanagawa.jp